

長崎市告示第475号

長崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び長崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月30日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び長崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱
(長崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正)

第1条 長崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成15年長崎市告示第390号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(支給対象者) 第2条 訓練給付金を受けすることができる者(以下「支給対象者」という。)は、母子家庭の母(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない者で現に児童(20歳に満たない者をいう。 <u>ただし、教育訓練の受講中に児童が20歳に到達した場合も、当該教育訓練の受講修了までは対象者に含む。</u> 以下同じ。)を扶養しているものをいう。)又は父子家庭の父(同法第6条第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)であり、かつ、	(支給対象者) 第2条 訓練給付金を受けすることができる者(以下「支給対象者」という。)は、母子家庭の母(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条第1項に規定する配偶者のない者で現に児童(20歳に満たない者をいう。以下同じ。)を扶養しているものをいう。)又は父子家庭の父(同法第31条の7第1項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)であり、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)～(4) [略]

(支給額等)

第4条 [略]

(1) [略]

(2) 前条第3号の講座を受講する者のうち、受講開始日において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(第3号に掲げる者を除く。)当該受給資格者が当該講座の受講のために支払った費用(入学料及び受講料に限る。)の60パーセントに相当する金額(当該金額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(当該金額が160万円を超えるときは、160万円)(准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合であつて、かつ、200万円を超えるときは、200万円)))とする。ただし、当該金額が1万2,000円以下の場合には支給しないものとする。

(3) 前条第3号の講座を受講する者のうち、受講開始日において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内

(1)～(4) [略]

(支給額等)

第4条 [略]

(1) [略]

(2) 前条第3号の講座を受講する者のうち、受講開始日において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(第3号に掲げる者を除く。)当該受給資格者が当該講座の受講のために支払った費用(入学料及び受講料に限る。)の60パーセントに相当する金額(当該金額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(当該金額が160万円を超えるときは、160万円))とする。ただし、当該金額が1万2,000円以下の場合には支給しないものとする。

(3) 前条第3号の講座を受講する者のうち、受講開始日において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内

に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、同期間内に就職等したもの（当該教育訓練を修了した時点で就職等している者を含む。）に限る。） 当該受給資格者が当該講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の85%に相当する額（当該金額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（当該金額が240万円を超えるときは、240万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合であって、かつ、300万円を超えるときは、300万円））とする。ただし、当該金額が1万2,000円以下の場合には支給しないものとする。

(4) [略]

に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、同期間内に就職等したもの（当該教育訓練を修了した時点で就職等している者を含む。）に限る。） 当該受給資格者が当該講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の85%に相当する額（当該金額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（当該金額が240万円を超えるときは、240万円））とする。ただし、当該金額が1万2,000円以下の場合には支給しないものとする。

(4) [略]

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者氏名

次の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
②住所	(〒 -)	電話	() -
③個人番号			
④教育訓練施設の名称			
⑤教育訓練講座の名称			
⑥教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑦所要費用（予定）	入学科 円、受講料 円 合計額 円		
⑧公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇川保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない		
⑨過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない		
⑩准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定の有無	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が ある・ない		
(備考)			

第2号様式を次のように改める。

第 2 号様式 削除

第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第6条関係)

自立支援教育訓練給付金請求書

請求日 年 月 日

(あて先)長崎市長

長崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第6条第7項の規定により、下記の金額を請求します。

郵便番号 〒

住所

商号

氏名

電話番号 ()

ファックス番号 ()

振替先	金融機関名	支店(支所)名
	銀行 金庫・組合	支店
	預金種別	口座番号
	口座名義(カタカナで記入して下さい)	

請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- (注)
- ・ 金額の頭に¥をつけること。
 - ・ 請求金額の改ざん、又は訂正をしてはならない。

件名 自立支援教育訓練給付金

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

第8号様式（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金（追加支給）決定通知書

第 年 月 日 号

氏 名 様

長崎市長



年 月 日付けで申請のあった長崎市自立支援教育訓練給付金事業に係る支給については、下記のとおり決定したので、長崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条第3項の規定により通知する。

記

支給決定金額

円

第9号様式(第7条関係)

自立支援教育訓練給付金(追加支給)請求書

請求日 年 月 日

(あて先)長崎市長

長崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条第5項の規定により、下記の金額を請求します。

郵便番号 〒

住所

商号

氏名

電話番号 ()

ファックス番号 ()

振替先	金融機関名	支店(支所)名
	銀行 金庫・組合	支店
	預金種別	口座番号
	口座名義(カタカナで記入して下さい)	

請求金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
------	---------------------

- (注) ・ 金額の頭に¥をつけること。
・ 請求金額の改ざん、又は訂正をしてはならない。

件名 自立支援教育訓練給付金

(長崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正)

第2条 長崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成15年長崎市告示第391号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練促進給付金を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、養成機関(通信教育(養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等特にやむを得ない場合のものに限る。)を含む。以下同じ。)における修業(以下単に「修業」という。)を開始した日(以下「修業開始日」という。)以後において、次に掲げる要件(以下「支給要件」という。)の全てを満たす母子家庭の母(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) <u>第6条第1項</u>に規定する配偶者のない者で現に児童(20歳に満たない者をいう。以下同じ。)を扶養しているものをいう。)又は父子家庭の父(同法 <u>第6条第2項</u>に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(父子家庭の父にあっては、平成25年4月1日以後に修業を開始したものに限る。)をいう。)とする。</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練促進給付金を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、養成機関(通信教育(養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等特にやむを得ない場合のものに限る。)を含む。以下同じ。)における修業(以下単に「修業」という。)を開始した日(以下「修業開始日」という。)以後において、次に掲げる要件(以下「支給要件」という。)の全てを満たす母子家庭の母(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) <u>第17条第1項</u>に規定する配偶者のない者で現に児童(20歳に満たない者をいう。以下同じ。)を扶養しているものをいう。)又は父子家庭の父(同法 <u>31条の7第1項</u>に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(父子家庭の父にあっては、平成25年4月1日以後に修業を開始したものに限る。)をいう。)とする。</p>

(支給期間等)

第5条 [略]

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、48月を限度（48月を限度とする場合は、48月を超えて資格取得のための課程の履修が必要となる場合に限る。）として修業する期間のうち、第7条の規定による申請（以下「支給申請」という。）のあつた日の属する月から支給すべき事由が消滅する日の前日の属する月までとする。

イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、看護師養成機関で修業する場合は、准看護師養成機関で修業する期間と看護師養成機関で修業する期間を通算して60月を超えない範囲とする。

ウ・エ [略]

(支給額等)

第6条 [略]

(1) [略]

ア [略]

(支給期間等)

第5条 [略]

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、48月を限度（48月を限度とする場合は、48月を超えて資格取得のための課程の履修が必要となる場合に限る。）として修業する期間のうち、第7条の規定による申請（以下「支給申請」という。）のあつた日の属する月から修了日の属する月までとする。

イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、看護師養成機関で修業する場合は、准看護師養成機関で修業する期間と看護師養成機関で修業する期間を通算して4年を超えない範囲とする。

ウ・エ [略]

(支給額等)

第6条 [略]

(1) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 月額7万5000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額11万5000円）

（給付金支給の手続き）

第7条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第1号様式。以下「支給申請書」という。）に次項に掲げる書類を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日以後に（訓練促進給付金にあっては、支給を受けようとする年度ごとに）提出しなければならない。

2 [略]

(1) 訓練促進給付金

ア [略]

イ [略]

(ア) [略]

(イ) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族の

(ア) [略]

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 月額7万5000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の1年については、月額11万5000円）

（給付金支給の手続き）

第7条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第1号様式。以下「支給申請書」という。）に次項に掲げる書類を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日以後に（訓練促進給付金にあっては、支給を受けようとする年度ごとに）提出しなければならない。

2 [略]

(1) 訓練促進給付金

ア [略]

イ [略]

(ア) [略]

(イ) 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族の

うち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。)及び生計維持児童(受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式。以下この条において「申立書」という。))及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

- (ウ) 当該対象者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(申立書及び当該控除対象扶養親

うち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。)及び生計維持児童(受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

- (ウ) 当該対象者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙参考様式2「16歳以上19

族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

ウ・エ [略]

(2) 修了支援給付金

ア [略]

イ 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（申立書及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

ウ・エ [略]

(2) 修了支援給付金

ア [略]

イ 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村

ウ・エ [略]

3 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内になければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

4 市長は、支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定し、支給を適当と認めたときは、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

5 市長は、前項に規定による支給の可否の決定において、支給を不適当と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。
（修業期間中の報告）

第8条 訓練促進給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、市長に支給対象期間中の各月の出席の状況等について、翌月5日までに報告するとともに、定期的に修得単位証明書を提出しなければならない。また、受給者は修了後に就職等に関する報告書を市長に提出しなければならない。

長の証明書を含む。）

ウ・エ [略]

[新設]

3 市長は、支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定し、支給を適当と認めたときは、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項に規定による支給の可否の決定において、支給を不適当と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。
（修業期間中の報告）

第8条 訓練促進給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、市長に支給対象期間中の各月の出席の状況等について、翌月5日までに報告するとともに、定期的に修得単位証明書を提出しなければならない。また、受給者は終了後に就職等に関する報告書を市長に提出しなければならない。

第1号様式を次のように改める。

（表 面）

高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者氏名

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので、下記により申請します。

また、給付金の支給要件及び支給額等の判定に必要な課税に関する事項について、長崎市長が確認することに同意します。

①氏 名	フリガナ						生年月日	年 月 日 (生 歳)		
②住 所	(〒 -)						電話 () -			
③個人番号										
④過去の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが (ある・ない)									
⑤本給付金と同時に利用 する給付金・貸付金につ いて										
⑥養成機関 及び修業 内容につ いて	養成機関名									
	住 所									
	修 業 期 間	年 月 日～			年 月 日			養成区分	昼間・夜間	
	修業に係る 資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・ 歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・シスコシステムズ認定資格 ・LPI 認定資格・その他 ()								
准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が ある ・ ない										
⑦受取口座	銀行			支店			普 通			

(裏 面)

⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について

(住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)

高等職業訓練促進給付金等事業に係る給付金の支給要件及び支給額等の判定に必要な課税に関する事項について、長崎市長が確認することに同意します。

1	氏名 (個人番号)		生年月日	
		個人番号	続柄	
	住所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当		
2	氏名 (個人番号)		生年月日	
		個人番号	続柄	
	住所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当		
3	氏名 (個人番号)		生年月日	
		個人番号	続柄	
	住所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当		
4	氏名 (個人番号)		生年月日	
		個人番号	続柄	
	住所	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当		
(備考)				

第3号様式中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の長崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び第2条の規定による改正前の長崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 第2条の規定による改正後の長崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第5条第1号イの規定は、令和7年度以前に修業を開始し、かつ、令和8年4月1日時点で修業中の者についても適用する。